

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二―九〇四 電話・FAX(03)3299―5367

郵便振替 〇〇―一〇〇―九―五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

〈もくじ〉

■巻頭言■

二〇一七年 年頭所感

渋谷 澄夫… 2

東電は解体すべき

相田 邦夫… 3

楽農楽読通信 二〇一七年新年号

「戦争する国」への国家再編
―「自民党憲法草案・前文」から― 中村 平治… 3

『賃金論』をめぐる私の意見 山下 俊幸… 7

◇資料と解説◇

エンゲルスの『賃銀制度』 編集部… 9

『旬刊 社会通信』発刊のころ 滝野 忠… 11

―社会通信の四十年(四)―

読者からのおたより …… 12

旬刊 社会通信

NO.1232

二〇一七年一月一五日号

二〇一七年一月一五日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

国会勢力の三分の二を許した結果、安倍内閣はやりたい放題、独断専行。強行採決は考えたこともないと言いながら、TPP、年金カット法、カジノを認めるというバクチ法案を…。

「私の言うことを理解できない輩は相手にしない」とのたまう。答弁に窮すると、ごまかすかはぐらかし、はては怒り出す。ヤジまで飛ばす。人の話に耳を傾けられないということは、民主主義を否定すること。これを私は「独裁者」と呼ぶ。

専用機で世界中へ飛んで行き、我々の血税を惜しげもなくばらまいて、あげくの果てに原発まで売ってくる。武器も解禁だ。

隣国へは行かない。北朝鮮・中国の脅威だと無責任にあおる。軍事力を強化する最大のネタにする。拉致被害者、北方四島はどうなったのか。悲痛な願いは彼の耳には届いていない。

多くの国民が反対した「戦争法」成立の結果、駆け付け警護などという武器使用を自衛隊に与えてしまった。撃たなければ戦争にはならないのに。

原発再稼働も、福島島の始末も出来ないくせに始めた「もんじゅ」も一兆円を超すむだ遣いをしたのにまだ懲（こ）りていない。廃棄物の処分すらお手上げなのだ。

福島の後始末の費用を国が出すという。その反面、電気料金にも上乘せして消費者からもとるというずる賢さ。除染、賠償、廃棄など計算もせず、安いと信じ込ませ、今になってもまだ反省しない無神経さ。その上謝りもしない。

沖縄いじめもその極に達している。辺野古はもちろん、高江までも反対を無視し、自然を破壊し、警官を動員してまで基地をつくる。基地は戦争のためだけのものだ。

オスプレイの墜落も、操縦者に感謝すべきと胸を張り、知事の反対も押し切って再飛行を始める暴挙。防衛大臣が認めるといふ見識のなさ。情けなく、腹が立つ。

戦争へ突き進む準備は教育現場でも着々と進んでいる。日の丸、君が代を突破口にして「道徳の教科化、改憲の企みの中に潜んでいる、国を愛するための条文」は、国民主権の否定そのもの。

教育現場は、管理体制の強化によつて教師の多忙化、組合活動の締めつけ、教科書検定強化。委縮した職場で、権力におびえた教職員が伸び伸びとした教育の実践ができるのだろうか。子ども達の心は健やかに育つのだろうか。真実を学ぶことが出来るのだろうか。

陰湿ないじめが多発している今、ゆがんでいる世の中に大きな問題、大人の責任がひそんでいるのでは…。

（北海道 渋谷 澄夫）

（追伸）結婚六十年、子、孫、ひ孫達に祝ってもらいました。洋子は相変わらずの入院生活。読書、リハビリ、テレビとつき合っています。国のために年寄り早く死ねっという大臣もいるようですよ…。

東電は解体すべき

楽農楽読通信 二〇一七年新年号

廃炉費21・5兆円 福島第一原発の廃炉は、従来想定が2兆円。このたびの見通しでは4倍の8兆円。メルトダウンの核燃料の状態は全くわからず、この額に収まる保証はない。さらに何倍もふくらむ要素がある。除染、損害賠償などを含む合計は21・5兆円にふくらんだ。これを国民一人ひとりの負担だという。

17年春を目標とした「脱国有化」も先送りだ。福島事故後の隠ぺい工作の繰り返し。東電には原発を動かす資格はない。東電は民間会社だ。自力で経営できなければ倒産させ解体すべきだ。これまでの東電の経営陣は民事のみならず刑事面からも厳しく責任を追及されるべきだ。それが民間会社の責任のとり方ではないか。ベトナムでも台湾でも脱原発の方向を打ちだした。見ならうべきだ。

国・経産省の不透明な検討の進め方。有識者会議や与党にも異論が残っているという。これも年金切り下げやカジノ法のように強引に押し切るつもりか。

差別発言なくせ 横浜でも新潟でも名前前あとに「菌」と言われる子供が泣いている。政治・教育が問われている。沖縄の人を「土人」という。擁護する大臣が政治を歪める。それと同じ差別的体質があふれている。

キューバと砂糖 敗戦後の昭和20年代、物資不足の中、甘いものが少なかった。唯一甘いものといえば砂糖だった。「この砂糖はキューバの砂糖だ」と母は教えてくれた。8年前、09年の35万人メーデーに参加し思い出した。医療と教育の充実ぶりを実感した。フィデル・カストロが死去したが、日本とキューバのさらなる国交の充実をはかるべきだ。

年金カット・カジノ法 両法案の強引な採決。その毒が国民全体にまわらない内に憲法改正・改悪へ向う解散という目論見と見る春だ。

あとがき 昨年は選挙と選挙の合い間に、「まな板の鯉」の心境をはじめて経験。畑の秋野菜は全て断念。長年のつけが体に悲鳴をあげさせた年。

上海と桂林の旅 長年の夢であった桂林の船下りを旅の先輩・S氏と6月に体験。24年ぶりの上海は1300万人の人口が3800万人に急増。ビル林立。車は普通車のみ、曜日毎に規制。森ビルの500m近い上空から見下ろす夜景は、桂林の幻想的風景に負けずおとらずであった。

(新潟 相田 邦夫)

「戦争する国」への国家再編

―「自民党憲法草案・前文」から―

自民党改憲草案を批判する

現行の憲法は「権力を縛る」を目的にしています。自民党は政治権力を保持している政党です。彼らは現在の憲法は「軍事国家」と「構造改革」を進めるため邪魔な存

在であると考えてきました。したがって自民党改憲草案は「国家」が「国民」を「統治」のために全面的に「改正」する目的です。現在の憲法前文をまったく新しいものにしていきます。自民党改憲草案の前文から「狙い」を考え批判を試みたいと思います。

反逆 「改正」について理由を一言も触れていません。現行憲法は最高法規で、人類普遍の原理に反する一切の憲法を排除するとしています。「改正」の目的について説明があつて当然です。憲法を改正した国では、現行憲法を尊重し継承することを明確にし、「改正」についての目的を記述しています。

自民党改憲草案は、自民党が初めて成文化した05年「新憲法」案と同じく、憲法の基本原理を否定し、現行憲法の「破棄」を目的とした、「違憲の改正」であることを承知の上で行う「改憲の確信犯」です。

Q&Aで「現行憲法前文は、①翻訳調で日本語として違和感がある、②我が国の歴史・伝統・文化を踏まえたものがない、③憲法の「顔」に「基本的人権の尊重」がない、④ユートピア的発想で「自衛権を放棄」している事を踏まえ、前文を全面的に書き換えることにした」とあります。現行憲法を尊重した「改正」ではありません。全面改憲を意図した「反逆」と極評するしかありません。

国民より国家 現行憲法は「日本国民は、…」と主権は国民にある事を明確にしています。草案は一段落目で「日本国は、…国民主権の下…統治される」としています。さらに、草案の二段落目「我が国は：…」と合わせ考えると、「国民」より「国家」を尊重する姿勢を強くしています。

いかなる意味の「国民主権」なのかを不明にし、三権分立との関係で国民主権原理を「用語」として使用しているだけです。「国政は国民の信託によるもので、その權威は国民に由来する」とした現行憲法の記述を全部削除しました。憲法制定権力が国民であることを形骸化させ、「国民主権」（民主主義）を後退させて主人公を国民から国家に変えるクーデターと断じざるを得ません。

新しい『国家像』 そして「天皇を戴く国家」と冒頭に表明され、国民主権は付け足しの用語として使われているだけです。これは、現行憲法で「国民主権の基本とした人類普遍の原理性」である自然権と社会契約説を否定し、保守主義の世界観から天皇制国家の下「長い歴史と文化」を持つ国とする「国家像」を確認するためのものです。

国家権力を維持してきた自民党は憲法や法律には誰よりも精通しています。その自民党が、現行憲法の前文にない「天皇」を草案に持ちこんだ狙いは何でしょうか。単なる復古主義ではありません。「天皇」についての記述を前文に入れることで天皇制の「改正」をより困難にし、「統治」のため「天皇」を最大限に手段化することを目指しているものです。「統治」という表現をしていることは、現在の「権力を縛る」憲法からの離脱を決意表明したと考えるべきで、国民主権を弱める狙いが込められています。

「国防軍」 軍隊の復活 草案の第二段落目で「先の大戦による荒廃や大災害を乗り越えて・・・」との表現で、現行憲法の「侵略戦争の反省と政府の行為による戦争から

決別」を削除しました。

日本が加害者として犯した侵略戦争を「先の大戦」と表現し、東日本大震災のような災害と同列の扱いにしています。「侵略戦争」の反省の上につくられた憲法体制を全面的に否定し、安倍首相の言う「戦後レジーム」からの脱却、つまりポツダム宣言と東京裁判や講和条約などの歴史を無視し、保守主義による史観の問題ではありません。根底には重大な狙いが隠されていると考えます。

真の目的は日本を再び「戦争のできる国」にする事です。憲法9条2項は「陸海空軍その他の戦力は保持しない」と規定しています。そのため歴代の政権は「個別的自衛権」は9条でも認められ、「自衛隊は『軍隊』でない」「専守防衛のための最低限の実力組織」と言い訳や詭弁によって「解釈改憲」してきました。ごまかしも限界とほころびがでてきました。そのため長年望んできた憲法9条を「改正」し、「自衛隊」を「国防軍」として憲法で規定し、「軍隊」の復活を実現させようとしています。

さらに、自公政権がアメリカの戦争に参加を目的として一五年に強行成立させた「戦争法」もその延長線上にあります。自民党草案では「緊急事態条項」を新設し、一般法より「改正」が困難な憲法に入れることも目指しています。二段落目後段で「平和主義の下、世界平和に貢献する」と表現していますが、「軍隊」の海外派兵の根拠にするものです。現行憲法の前文と第9条は非戦と非武装を宣言した世界的に先駆性に富んだものです。私たちの子孫と世界の人民のために、日本国民は平和主義の破壊を阻止する義務と責任があります。解釈変更で踏みつけられてきた「平和主義」を「明文改憲」によってさらに壊すことは断じて許してなりません。

西ドイツと統一ドイツで大統領を十年務めた、ヴァイツゼッカーさんのドイツ敗戦四十周年の式典で「過去に目を閉ざす者は、現在にも盲目となる」「ヒトラーはいつも偏見と憎悪をかきたてることに腐心してきました。若い人たちにお願したい。他の人々に対する敵意や憎悪に駆り立てられないようにしていただきたい」と、戦争の賠償問題などで自信を失っていたドイツ国民に勇気を与えた演説の言葉をかみしめたい。

国防の義務 第三段落目で「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り」と「とんでもない」文言を入れました。国民に国防義務を課しているのです。

9条に関するQ&Aで「国民に『国を守る義務』を規定すると『徴兵制』についても問われるので、前文は抽象的に規定し、9条の3で『国民と協力して』領土を守る」と規定した」と説明しています。しかし、彼らがいくら「譲歩」「抽象的」にしたと釈明しても、国防を国民の義務にしたとの批判は当然です。

「平和的生存権」削除 三段落目に「基本的人権を尊重するとともに」とありますが、単なる記述であり具体的ではありません。現行憲法前文で述べている、戦争の原因である「専制と隷従、圧迫と偏狭」の構造的「暴力」をなくし、日本が世界の平和的生存権に努力するという先進的な文言を削除しました。

すべての「戦争」は支配権力者の「権益」を隠し、「自衛・祖国防衛」としてはじまりました。民衆は常に戦場に駆り出され「命」も「財産」も失い、一方で権力者は

さらに太り続けました。「戦争」によって、恐怖から免れる「自由権」、欠乏から免れる「社会権」が剥奪されてきたのが歴史の事実です。現行憲法で宣言している「基本的人権の尊重」の基軸である「平和的生存権」は継承すべき崇高な理念です。「戦争する国」にするため障害となる「平和的生存権」を葬ったと糾弾します。

「義務の章典」 同じく三段落目の後段に「家族や社会全体が相互に助け合って国家を形成する」とあります。国民に「扶助の義務」を課しています。改憲草案では国民の義務が増えています。現行憲法は人権と権利を保障した「権利の章典」です。「国民の義務」は3つ（教育・勤労・納税）です。自民党草案は義務を増やし人権と権利を制限する「義務の章典」に変質させるものとの批判は当然です。

その他、自民党改憲草案の前文にふさわしくない記述が多くあります。(1)「長い歴史と固有の文化」、(2)「和を尊び」、(3)「自由と規律を重んじ」、(4)「活力ある経済活動」などがそれです。

1と2については、国民には多様な考えと歴史観があります。価値観の違う概念を憲法に入れば国民の分断を招きます。3について、Q&Aで「自民党の綱領の精神である『自由』を掲げ、自由には規律を伴うことを明らかにした」とありますが、権利の制限・抑制する狙いと危険性があります。4は個人の人権を守るために国家を縛る憲法を、国家を成長させるために国民がいると逆の視点です。保守的思想や新自由主義の考えに基づく文言は憲法にそぐわないものです。

現憲法の素晴らしさをまなび返す

自民党改憲草案の前文は短い文章です。レポートの中で「叛逆」「クーデター」という不穏な言葉を使いました。自民党の改憲草案は「戦争のできる国」にする目的であり、その危険性を伝えるためインパクトのある表現としました。自民党はこの改憲草案を「現実に合わせて」穏健な内容であり、国民と野党からも支持されるとしています。しかし、草案には指摘したように多くの問題があり、恐ろしい目的を持つものである事は間違いありません。

自民党は「自主憲法」制定を目的として結成し、自民党が初めて「憲法」案を発表したのが05年の「新憲法案」です。当時、自民党内でさんざんもめている時、経団連から「軍事大国化と構造改革」について「9条改正と96条改正にしばらく、段階的に進めればよい」と具体的提言がされました。そのような経過で「05年新憲法案」として発表され、それをベースにしたのが12年「自民党改憲草案」です。大改悪と批判するしかない自民党改憲草案ですが、それでも本音が隠されている事を見逃してはなりません。

自公政権と憲法改正に賛成する勢力は衆参の両院で3分の2を超えています。憲法改正の発議のため「憲法審査会」でも改憲派が圧倒的多数です。いつでも「国民投票」で改憲する条件があります。

しかし、自民党は発表した「自民党改憲草案」で全面改憲をする考えはないようです。とくに「9条改正」に対する国民の反発が強い事を知っています。彼らは「支配」

方法を知りつくしています。「改憲」の失敗をさけるため慎重の上に慎重をかさねて進めるでしょう。

まず、憲法改正の「国民投票」を国民に経験させ、「改正」に対するアレルギーを取り除く「お試し」改憲から始めると言われています。国民と野党を意識した「環境権」「プライバシー権」に、平和主義を潰す「緊急事態条項」（戦争法で法律として成立）を入れたものと考えられています。そして段階的に、改憲を容易にできる96条の改憲を実行し、改憲の総仕上げを「前文と第9条」とすると思います。

私たちは、自民党草案を学ぶことから現在の憲法の素晴らしさを再確認して、改憲発議を阻止する闘いに全力をあげする必要があります。「憲法9条を護る米沢市民の会」の連続学習会へ参加して下さい。

（中村 平治）

『賃金論』をめぐる私の意見

理論家でもない私が、口を挟む資格がないことを十分承知しながら、私はこれまで労働組合の学習会とりわけ、春闘期における学習会には40年以上、全国に出向き「賃金とは・・・」と、解説してきた責任上、私の意見を明らかにすることとした。

最近、『社会通信』にて、「賃金とは労働の価値であって、労働力の価値ではない」というような論争？があるかのように考え、私自身のこれまでの理解や、講演が間違っていたのか、真剣に考え始めた。

ことの始まりは、私も永年、最も信賴していた一人である津和崇氏の見解、つまり、「(旧)労働大学(私は以下「労大」と略させて頂きます)は、長年にわたって『賃金とは労働力の再生産費であって、労働の価値というのは間違いだ』という風に教育してきたのではないかという疑いを持っているんです。

『資本論』は、『労働力の価格は、労働の価格に転嫁する』というふうに言っていて、労働力の価格と労働の価格は、弁証法的に統一的に理解されています」と。

実は、私も津和氏の指摘される部類に属することになります。

この見解に対して、『社会通信』では、宗近氏が二度にわたって反論している。私はいくまでも、運動家であって理論家ではない。しかし、近年、マルクス主義が公然と語れなくなり、反合理化闘争、職場闘争、権利闘争、階級闘争という単語は労働用語から消えてしまうことを憂い、最近あえて意識的に「マルクス・レーニン主義」を言うよう努めてきている。

これまでも、本誌で何度となく報告してきたとおり、私の愛読書は『共産党宣言』と『空想から科学へ』の二冊であった。

国鉄闘争に身を投じてきた者として、全国の仲間たちに国鉄闘争の総括運動を呼びかけてきたが、私自身、国鉄闘争の総括をする上で、避けて通れないのが三池闘争の総括であった。そこで私は、三池に関する向坂逸郎氏、灰原茂雄氏、塚元敦義氏らの書物十数冊を改めて読み返した。同時に、小林晃氏の「現代と『資本論』(時潮社)」に出会い、マルクス、エンゲルスの書物を読み返すことにした。

そのなかでも、社会通信誌で松本市(長野県)の中澤さんや、向坂先生自身の、『資

本論』に向き合うための教示（『資本論入門』など）を参考に、取りつかれたように猛烈な勢いで『資本論』を読み続け、悪戦苦闘の日々を送っている。一方で、依頼された講演の準備も進めているなかで、津和氏の『賃金論』に出会い、春闘を目前とした労働組合の学習会では、どうしても「賃金について」説明する必要がある。そこで、私の「意見」をまとめることとした。

私は、『資本論』を十分理解している訳ではないし、津和氏からみれば全くの素人であると自覚している。したがって、誤解や過ちがあったらお許し願いたい。

津和氏が指摘する「労大」の教育ばかりか、若き日の私たち「社青同」も、当時の社会主義協会に所属する学者の皆さんも、津和氏が指摘する立場で理論展開し学習してきた。「労大」は、本科のほか通信教育、地方でも分校や教室を全国で開催し、労働組合や各種学習会に講師を派遣し、月刊誌「まなぶ」「月刊労働組合」や、毎春「春闘ハンドブック」を発行し、左派労働運動に大きな影響を与えてきた。

また、津和氏の見解が正しいとしたならば、私だけではなく相当多くの人に被害を与え、間違った賃金闘争を提起してきたことになる。労大だけではなく、当時の社青同、協会の責任は計り知れない事態といえよう。

私自身も、ある時は労大講師として、とくに、権利問題研究会の専従時代は、春闘期の二ヶ月間で、八〇回程度の学習会に出向いていた。仮に津和氏の考えが正しいとしたならば、私は嘘を教えられ、嘘を教えてきたことになる。ここで改めて、『賃労働と資本』『賃金・価格および利潤』を引つ張り出し、また、向坂逸郎・和氣誠共著の労大新書『学習・賃労働と資本』を読み返すことになった。

『賃労働と資本』はマルクスの著作であるが、「エンゲルスの序論」で、「労働と労働力」について詳細に解説し、多くの部分を「労働を売る」のではなく「労働力を売る」に改定した理由を述べている。つまり、「労働力」という概念が用いられることによって、資本主義社会における搾取関係が明らかとなり、労働と労働力の違いは「単なる文字拘泥ではなく、むしろ全経済学上の最も重要な点の一つである」（一九頁）と。

労働者が資本家に賃金を得るため労働を売っている、ように見えるし古典派経済学では賃金を「労働の価値」であると考えていたようだ。この点について、「労大新書」でも、「賃金とはなにか」という問題を取り上げ、労働と労働力の違いを詳細に解説している（新書二二頁）。

資本主義社会は商品生産を基礎とし、資本家は貨幣の一部を生きた労働力と交換する。賃金部分を超える価値が不払い労働部分として剰余価値を生み、それを搾取して増殖し資本は巨大化する。労働者は資本家が労働力を消費したのち、つまり労働をおえてから賃金をうけとる。このため、労働者にとっては、現象形態として労働力の価値が労働の価値のように見える。しかし、この現象形態からは資本家の得る剰余価値、労働者が搾取されていることが見えてきません。現象形態を科学的に解説し、労働者にその真実を明らかにすることが求められていると考えます。

労働力の価値は、労働力の再生産費であり、賃金、労働力の価格は労働者が生活を

維持するために必要な生活手段の価格の総体で、具体的には、生理的生活費、文化的
生活費、繁殖費、育成費などのことを言います。

労働者が賃上げ闘争を行う場合、「賃金は労働の価値」という現象形態に依拠する
ならば、資本の側の「生産性基準原理」や「生産性三原則」という論理に巻き込まれ、
結果として「企業あつての労働者」という経団連や日本生産性本部、しいては、連合
の神津会長の「生産性向上に向け協力を惜しまない代わりに、果実は必ず分配してく
れ」というお願い路線に転落し、階級的労働運動とは無縁のものとなることは必至と
言わなければならない。

(山下 俊幸)

◇資料と解説◇

エンゲルス著『賃銀制度』

津和氏は「賃金は労働力の価格でなく、労働の価格」と主張される。この主張はマルクス経
済学(国民経済批判)を根本から歪めるばかりか、科学的社会主義への必然性を否定し、空想
的社会主義へ歴史を転換させる俗論である。

津和氏の主張は、山下俊幸氏が本稿で怒りを爆発させていらつしやるように、山下氏のみな
らず本誌編集集子はむろん、数十年の労働大学、社青同、社会主義協会で労働者階級の解放への
理論を学び実践した無数の活動家、労働組合員の人生を困惑させる謬論に他ならぬ。

資本主義社会の搾取は労働力の売り買いから、労働者の労働の成果(富)を生産手段を一人占め
する資本家が、独占できるという仕組みをつうじて実現される。不払い労働こそ、資本家の富の源泉
であり、搾取、剰余価値の根本である。これを解明したのがマルクスの『資本論』であり、剰余価値学説
に他ならぬ。「賃金は労働の価値」論は、こうしてマルクス経済学の経済学たるゆえんを切り捨てる。

今年、『資本論』発刊百五十年の記念すべき年であり、世界の経済はマルクスの理論の正しさを日々
証明しているのだから、津和氏の主張は資本家を喜ばせ、労働者を悲しませる反動として作用す
る。

資本主義社会では搾取は奴隷制、封建制社会と違い、「賃金制度」のもとでおこなわれる。『通信』
No.1229(二〇一六年十二月一日付)は津和氏への批判とともに、賃金とはなにか、新しい社会をめ
ざすためになにが考えられなければならないかと、エンゲルスの『正当な労働に対する正当な賃金』をの
せた。今号ではエンゲルスがこれをさらに発展させて論じている『賃金制度』を全文紹介し、読者の勉強
への材料にしたい。じっくり読み、考える材料にしてください。(編集部)

まえの論文(『通信』No.1229、エンゲルス『正当な労働に対する正当な賃金』参照)で、
われわれは、かつて神聖視されていた「正当な労働に対する正当な賃銀！」という
スローガンを検討した結果、現在の社会関係の下では、最も正当な賃銀でも、労働者
によってつくりだされた生産物の最も不当な分配と同じことにならざるをえないとい
う結論をえた。なぜなら、この生産物の大部分が資本家のポケットに流れこむのだが、
反対に労働者のほうは、自分の労働能力を維持し、その子孫を繁殖するためにぎりぎ
り必要とするものだけで満足しなければならぬからである。

これが経済法則であり、いかえれば、いまの社会の経済組織の一法則である。こ
の法則は、大法官の判決をもふくめたイギリスの成文法および慣習法のすべてをあわ
せたものよりも、はるかに強力である。社会が、二つの互いに敵対する階級に分裂し
ている限り、すなわち、一方には、すべての生産手段——土地、原料、機械——を独

占している資本家と、他方には労働者、つまり生産手段に対するいかなる所有を許されず、自分自身の労働力以外には何一つもたない労働大衆とに分裂している限り、——このような社会組織が存在する限り、賃銀法則は依然として全能の力をもって作用し続け、また労働者を、彼ら自身のものでありながら資本家に独占された労働生産物の奴隷と化してしまふ鎖を、毎日毎日、繰返し鍛えることである。

イギリスの労働組合は、現在まで殆ど六〇年もの間、この法則に対して戦ってきた。——どのような成果があったか？ 労働組合は、労働者階級を、資本——労働者階級自身の手による生産物——が彼らを縛りつけておく奴隷状態から解放することに成功したか？ 労働組合はまた、労働者階級のうちのただ一つのグループでも、賃銀奴隷の状態を脱し、彼ら自身の生産手段、すなわち彼らの仕事に必要な原料、道具、機械の所有者となり、そしてその結果また、彼ら自身の労働の生産物の所有者となるような状態においたであろうか？ 労働組合が、そういうことをしなかつたばかりか、ただの一度もしようと試みさえしなかつたことは、周知のとおりである。

われわれは、労働組合がそういうことをしなかつたからといって、労働組合が無用である、などと決して主張するつもりはない。反対に、労働組合は、あらゆる他の工業国においてと同様イギリスにおいても、労働者階級にとつては、その資本に対する闘争において欠くことのできないものである。平均的な賃銀額は、ある特定の国の労働者たちを、その国で普通とされる生活水準にしたがって維持するために是非とも必要な生活必需品の総額に等しい。この生活水準は、労働者の階層が異なるにつれて非常にちがうこともありうる。賃上げと労働時間短縮のための闘争における労働組合の偉大な功績は、生活水準を維持向上させるという目的を追求する点にある。ロンドンのイースト・エンド（東部貧民地区）には、その労働が左官やその助手の労働にくらべて、熟練の程度は少しも劣らず、また同じくらい激しいのであるが、それにもかかわらず、左官の賃銀のほとんど半分くらいの収入しかないような産業の部門がたくさんある。なぜだろうか？ 理由は簡単である。すなわち、一方のグループが、比較的高い生活水準を、彼らの賃銀計算の基準として維持しているのは、何より強力な組織の力によるものであるが、一方、他のグループは、無組織で無力であるため、企業家による必要やむをえない程度の干渉ばかりでなく、さらにその横暴きわまる干渉にも易々として服従しなければならないからである。彼らの生活水準は、一步一步引き下げられ、彼らは、ますます減少してゆく賃銀で生活することを学び、そして彼らの賃銀は、彼ら自身が受け容れうるものとして満足したその水準まで、自然に低下するのである。

このように、賃銀法則は、不動で固定した一本の直線を描くといった性質のものではない。ある限界内では、それは決して厳格に作用するものではない。どんな時期でも（大不況期は除いて）、賃銀の大きさについては、どの産業部門にも一定の余地が残されており、その範囲内では、互いに相たたかう両当事者間の闘争の結果によって修正されるのである。賃銀は、どんなばあいでも、駆引によってきめられるが、駆引に当っては、最も長く、そして最も粘り強く頑張ったものが、正当な分前以上のもの

のを手に入れる見込がきわめて大きいのである。個々の労働者が、資本家と取引しようとするれば、彼は手もなく欺かれ、資本家に生殺与奪の権をにぎられてしまう。しかし、もしある産業部門全体の労働者が強力な組織をつくり、いざという場合には企業家に立ち向かえるように、お互いの中で資金を集め、またこうして、一つの勢力として企業家に対立するような状態になれば、その時には、またその時になってはじめて、労働者は、せめて現在の社会の経済構造のもとで、正当な労働に対する正当な賃銀とよばれうるしかない賃銀を手に入れる望みがもてるのである。

賃銀法則は、労働組合の闘争によって廃棄されるものではない。逆にそれは、この闘争を通じて完全に自己を貫徹する。労働組合による闘争という手段なしには、労働者は、賃銀法則にしたがって正當に自分のものとなるはずのものを、一度も手に入れることはないであろう。労働組合に対する恐怖だけが、資本家をして、労働力の完全な市場価値を労働者に支払うように強制できる。諸君は、その証拠がほしいのか？ 諸君よ、大きな労働組合にぞくする組合員に支払われる賃銀を調べ、それを、あの絶望的な落魄の沼であるロンドンのイースト・エンドにある無数の小企業の賃銀と比較してみたまえ。

労働組合は、だから、その攻撃の鋒先を賃銀制度には向けていない。賃銀の高低ということとは、労働者階級の経済的転落における決定的な要素では決してない。この転落は、労働者階級が、その労働に対して労働生産物の全部を受けとる代りに、賃銀とよばれるこの生産物の一部分で満足しなければならぬという事実によるものである。資本家は、労働手段の所有者であるという理由で、全生産物を自分のポケットに入れる（そして、その中から労働者に支払うのだ）。それだから、労働者階級は、あらゆる労働手段——土地、原料、機械等——の所有者となり、またそのことによって、彼ら自身の労働の全生産物の所有者とならない限り、労働者階級の真の解放はありえないのである。「レーバー・スタンダード」紙 ロンドン、一八八一年五月二一日号

「新潮社版『マルエン選集』第八卷（一〇一〜一〇四頁）

『旬刊 社会通信』発刊のころ

— 社会通信の四十年（四） —

一九七〇年代、労働運動は高揚し、労働者の意識は客観情勢と相まって、学びと実践で大きく飛躍する傾向を強めておりました。学習の広まりと深まり、それも上からではなく職場の分会、支部、青年部が自発的にとりくまれていった。ぼくは国労の仲間から労働運動を学びました。国労が師匠です。車偏、公労協（全電通、全専売、全通等）、民間重化学産業との学習会につながっていたのです。

特筆すべきは資本主義的合理化（生産性向上運動）とはなにかを、考えさせてくれる、国労「反合研（資本主義的合理化反対の研究会）」です。みんな若かった。役員と新入組合員が分け隔てなく、労働組合や社会のあり方と未来について意見をたたかわせて日々の闘い、機関運営で疲れきった頭を、学習と討論、諸先輩の助言で充実させてた。国労から始まったこの研究会は総評傘下組合にひろまった。

労働運動の高揚が社会党左派を激励し、社会党大会で左派勢力が大きな力を発揮するようになった。国労は一九七四年、教育センターをつくり、組織全体で総学習運動に取り組みはじめた。教育センターの学習は古典、原則、情勢をしっかりとらえる、教育センターは伊豆の山の中、ネオンはいっさいなし、夜空に輝く星々と大海原を走る灯火だけ。大浴場からの太平洋の景色は絶景でした。みっちり一週間の学習です。卒業へは論文―二百字用紙で十―二十枚くらい―が必要、みんなは徹夜して鉛筆なめました。『卒業論文集』『先駆者たち』としてまとめられ、職場に配布されました。

独占資本はこんな労働者の意識の成長に驚がくし、前号で紹介した発言となったのです。『進路』は拡大し、二年ほどに二―三倍になりました。社会主義協会の成長、影響力の拡大です。社会主義協会をやっつけろという声が大商業新聞、メディアにあふれました。全電通大幹部がその先頭にありました。協会規制の始まりです。

社会主義協会は妥協をせまられました。社会主義協会は「テーゼ」をもっておりました。「テーゼ」とはなにぞか、「党中党だ」とテーゼを「提言」と修正させられるといったようにです。一九七七年のことでした。

そんな時、向坂先生が「滝野君、協会やめて新しい情報誌つくれ」と。ぼくは三十歳、「うまくいかなければスペインに留学すれば…」と思いつつの出発でした。回りの仲間の反応は様々、「ガンバレ、これで社会主義運動史に君の名が残るよ」から、「失敗するのきまつてる」、はては「先生に逆らって勝手なことやるとはケンカラン」と。

先生の意思は「協会から独立し、自由に論陣を張れ」。先生は戦略だけでなく戦術にもたけていらした。民主主義社会における「非合法」の論戦のあり方でした。これはしばらくしてわかったことですから。

◇読者からのおたより◇

貧困も格差もない社会実現 社会通信ホームページで読ませて頂いています。1月1日号の巻頭言「貧困も格差もない社会実現に」頑張りたいです。
(坂本茂雄『高知県政かわら版』)

大型印刷版 近づく衆議院選挙を、まだ主権者の我々が、懸命に闘いつづけます。新社会党の高橋章哲市議から「社会通信」の大型印刷版を受けとっています。
(愛媛県西条市・眞鍋知己)

ストップ安倍 社会保障の改悪はその厳しさを身にしみて思います。憲法を暮らして活かすためにもストップ安倍です。うっかりになりがちですが、HP見させて貰っています。(山形・東海林和夫)

野党共闘の必要 戦後の復興を支えてきた我々の年代はもう不要といわんばかりの強行採決。今こそ野党共闘の必要を痛感する。安孫子さんには「社会通信」を印刷し届けてます。(旭川・八重樫好)

自分のことのように 「社会通信四十年」は自分のことのように思え、印刷して読んでいます。今回は中澤さんの『資本論』もあり、身近な人の文章には飛びついて読んでます。(長野・山浦隆芳)

されど節 日光東照宮までの階段(207段)をやっとの思いで登りきり、足腰の弱さを痛感！『道中』楽しく読みました。夫の本箱からやっとなし『されど節』読み初め！(稚内・田中廣子)

小さきものによりせい 「子どもたちの未来へ」 小さきものによりそって、パソコンで読ませていただいています。
(福山市議・西本章)

怒り心頭 「古時計」ことば少なに年迎う」 相変わらずの生活です。不条理な社会への怒り心頭です。健康第一で「活躍」されますよう。
(松江市・濱崎忠晃)

三月に知事選 いつも学ばせて頂いています。特に最近の記事は参考になります。継続は力です。千葉県では三月に知事選もある。解散・総選挙もあり得る情勢だ。平和で安心して暮らせる社会づくりに向けて今年も奮闘したい。力を合わせ「希望の未来」を拓きましょう。
(市原市・鳩川静)